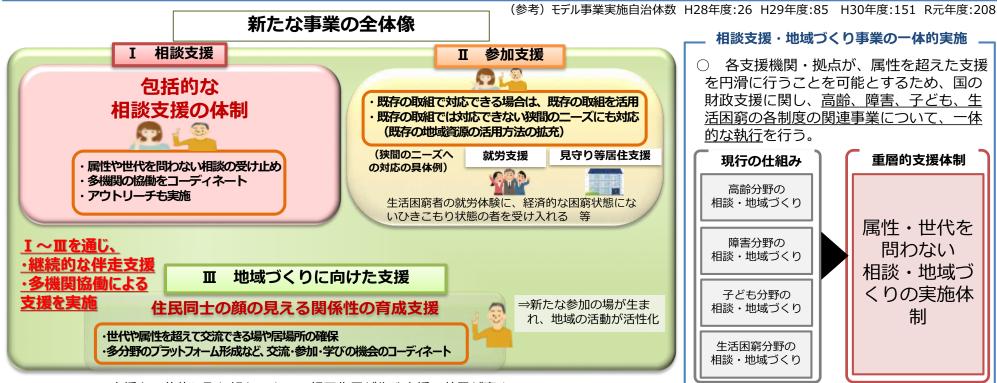
- ○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)→つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など) ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(**「重層的支援体制整備事業」**)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築す るため、I 相談支援、II 参加支援、II 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I ~ III の支援は必須
- ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



※ I ~Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する - 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

12

制

重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等					
	1		【介護】地域包括支援センターの運営					
第1号		相談支援	【障害】障害者相談支援事業					
第1 5	八	们战义]友	【子ども】利用者支援事業					
	=		【困窮】自立相談支援事業					
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組で は対応できない狭間のニーズについて、就労支援 や見守り等居住支援などを提供	新					
	1		【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定める もの(地域介護予防活動支援事業)					
答。日			【介護】生活支援体制整備事業					
第3号	八	地域づくりに向けた支援	【障害】地域活動支援センター事業					
			【子ども】地域子育て支援拠点事業					
			【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業					
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新					
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新					
第6号		支援プランの作成(※)	新					

- (注)生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。
- (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の実施にかかるスケジュール

令和5年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		4	1		2		3		4		(5)	
地域福祉問題調整会議 (重層事業検討会議)		内部協議、要領改正	関係室課説明、			係室課ヒアリ 止計画推進	ング 関係	系機関ヒアリン	グ		福祉審議会 福祉計画専門	別分科会
				● 先進市	■	●	TI 1/5	•	社会福祉審認	義会		
子供の貧困対策に関する ワーキングチーム【児童部】	•			儿庭巾	元元	תנה אורו	/I				•	
作業部会【児童部】	•		•		•			•		•		
議会関係				\Rightarrow		☆	☆	☆			☆	

- ※ 検討会議は必要に応じて大阪府、学識経験者へ参加依頼
- ※ 子供の貧困対策に関するワーキングチームと連携して実施

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
・事業の理解(大阪府) ・他市の相談支援実施体制 ・全体スケジュール ・今後の進め方(照会) 既存事業の整理	・照会結果の共有 ・相談支援の検討 つなぐシートの共有化 ※ヒアリングの実地	・ヒアリング結果の共有・整理 ・参加支援、地域づくりの検討 ※ヒアリングの実施 ・交付金の整理	・ヒアリング結果の共有・整理 ・吹田市版重層事業の検討 相談支援、参加支援、地域づくり ・交付金の整理	・令和6年度の取組

令和6年度

り作及													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地域福祉計画 庁内推進委員会		① 計画	素案の庁内別	景会及びヒア	② リング		3	◆ プリックコメ	シト	·社	会福祉審議会		事
その他					実施計画	画·予算要求 ▶			報告		域福祉フォー		業実施

第1回	第2回	第3回			
・実施計画の策定体制・スケジュール	・実施計画(案)の確認	・実施計画(案)の確認			

■吹田市における「包括的な相談支援体制」 案

ポイント

- □ 既存の属性別の相談窓口で対応
- □ 既存の支援機関の更なるネットワークの連携
- □ 複雑化・複合化した課題については多機関協働事業へつなぐ



検討事項

※重層的支援体制整備事業の相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号) を実施する機関等(委託で実施している場合は、委託元の室課)に配置。

□ 支援対象や役割、取組方針が異なる機関と事業を進めていく上で重要となる姿勢について

〕 地域資源を公共機関等の取組へ活用した例について